

第 六 管 区 海 上 保 安 本 部 公 示 第 2 7 号

水路業務法（昭和25年法律第102号）第8条の規定に基づき、水路測量の実施について次のとおり公示する。

令和8年7月9日

第六管区海上保安本部長

池 上 浩 之 （公印省略）

1 水路測量を実施しようとする者の氏名又は名称及び住所

名 称 第六管区海上保安本部

住 所 広島県広島市南区宇品海岸3-10-17

2 水路測量を実施する区域及び期間

区 域 三田尻中関港（付図のとおり）

期 間 令和8年8月 1日から

令和8年8月23日までのうち3日間

3 水路測量の実施方法

マルチビーム音響測深機による測深及びGNSSによる船位決定

4 航行船舶に対する安全措置

水路測量を行っている船舶は、水路業務法施行規則（昭和25年運輸省令第55号）第6条に定める標識（白紅白の燕尾旗）を揚げる



